

会 長 談 話

一昨日、当会会員が、強要容疑で逮捕されたとの情報に接しました。

被疑事実の真偽については、今後の捜査及び裁判の進捗を待つことになりませんが、仮にこれが事実であれば、誠に遺憾というほかありません。当会としては、所属する弁護士に対して自覚ある行動を求めており、犯罪行為に関与することは言語道断であって一部会員の行為によって弁護士全体あるいは弁護士会の信頼が害されることは、大変残念なことです。

当会としては、当会会員が逮捕された事態を真摯に受け止め、改めて綱紀の肅正を図り、弁護士の社会的信用を損なうことのないよう努力してまいります。

2018年(平成30年)11月26日

大阪弁護士会

会長 竹 岡 富 美 男